

グリーン電力認証基準

1. 基準の位置付け

認証基準は、一般財団法人日本品質保証機構(以下「機構」という。)が認証を行うにあたって認証可能となる「グリーン電力」の定義を明確にするとともに、認証業務を実施するための基本的な指針となるものである。

認証基準は、「総則」と「個別電源の認証基準」をもって構成する。

なお、社会的情勢変化や技術開発に伴う新たな対象電源が生じた場合には、必要に応じて別途検討を行う。

2. 総則

2-1 定義

2-1-1 認証

「認証」とは、2-1-2 発電設備認定ならびに 2-1-3 電力量認証を機構が行うことをいう。

2-1-2 発電設備認定

「発電設備認定」とは、2-2に規定するグリーン電力を発電する発電設備のうち認定申請を受けたものについて、認定を得る為の要件を満たしているかを判断し、所定の認定証を交付することをいう。

2-1-3 電力量認証

「電力量認証」とは、2-1-2 により認定された発電設備から設備認定日以後に発電された電力量について、申請者の提出する申請内容に虚偽がないと判断し、所定の証明書を交付することをいう。

2-2 判断すべき対象

「グリーン電力」とは、2-3の各項に定められた要件を全て満たすものをいう。さらに個別の発電方式に応じて、「3. 電源別認証基準」に定める追加要件に適合すること。

2-3 グリーン電力の要件

2-3-1 発電方式に関する要件

グリーン電力の発電方式は、以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。

- (1) 石油・石炭・天然ガス等の化石燃料による発電でないこと。
- (2) 原子力による発電でないこと。
- (3) 発電過程における温室効果ガス、および硫黄酸化物・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロか、または著しく少ないこと。

上記の条件を満たす発電方式は、当面、以下のものとする。

- (a) 風力発電
- (b) 太陽光発電

- (c) バイオマス発電
- (d) 水力発電
- (e) 地熱発電
- (f) 化石燃料・バイオマス混焼発電
- (g) 混合燃料による発電

2-3-2 電力量認証に関する要件

電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 電気事業者の系統に供給されている電力
- (2) 所内で消費されている電力。但し発電に直接必要な発電補機での消費電力量、変圧器等の送電補機での消費電力量を除く。

2-3-3 追加性要件

追加性要件を満たすには、以下のいずれかに該当しなければならない。

- (1) グリーン電力の取引行為が、建設における主要な要素であること。
- (2) グリーン電力の取引行為が、グリーン電力の維持に貢献していること。
- (3) グリーン電力の取引行為が、当該設備以外のグリーン電力の拡大に貢献していること。

2-3-4 環境価値の帰属に関する要件

認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。

2-3-5 環境への影響評価に関する要件

生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について機構に報告をしなければならない。

- (1) 環境への影響評価
- (2) 個別の発電方式ごとに機構が定める環境モニタリング

2-3-6 社会的合意に関する要件

前項の評価・対策等を踏まえて立地に対して関係者との合意に達していることとし、その内容について機構に報告をしなければならない。

2-3-7 情報の公開等に関する要件

- (1) 情報の公開に関して、以下の要件を満足すること。
 - (a) 機構に提出された資料は、原則として公表されることを了承しなければならない。
 - (b) 顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を報告しなければならない。

ただし、営業・技術資料の秘密保持や個人情報の管理等のため問題が生じるおそれがある場合には、事業者は書面をもって非公開とすることを請求できるものとし、機構は協議の上その扱いを定めるものとする。

(2)情報の公開等においては、「表現等に関するガイドライン」に沿うものとする。

2-3-8 誓約書、および関係法令遵守に関する要件

2-3-1~7 に規定された要件並びに当該発電方式に適用される関係法令等に適合していることを示す誓約書、およびチェックリストを提出しなければならない。

3. 電源別認証基準

3-1 風力発電

3-1-1 認証対象

(1)風力発電設備により発電された電力量とする。

3-1-2 認証を受けるための要件

- (1)グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2)周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3)グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-2 太陽光発電

3-2-1 認証対象

(1)太陽光発電設備により発電された電力量とする。

3-2-2 認証を受けるための要件

- (1)グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2)周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3)グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。
- (4)遠隔検針によるデータ収集システムを通じて計量値等の確認を行う場合には、別に定める太陽光発電遠隔検針システム基準に適合していることを示す文書を提出すること。

3-3 バイオマス発電

3-3-1 バイオマス発電

3-3-1-1 認証対象

(1)バイオマス発電設備により発電された電力量とする。

3-3-1-2 認証を受けるための要件

- (1)グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2)周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3)グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-3-2 バイオガス発電

3-3-2-1 認証対象

- (1) バイオガス発電設備により発電された電力量とする。

3-3-2-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-3-3 木質系バイオマス発電

3-3-3-1 認証対象

- (1) 木質系バイオマス発電設備及び木炭発電設備により発電された電力量とする。

3-3-3-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) 投入される木質系バイオマス燃料に関する情報を提出すること。
- (4) グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-3-4 廃棄物発電

3-3-4-1 認証対象

- (1) 一般廃棄物の焼却施設により発電された電力量とする。

3-3-4-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-4 水力発電

3-4-1 河川に設置する新設水力発電

3-4-1-1 認証対象

- (1) 河川に設置する新設水力発電設備により発電された電力量とする。

3-4-1-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-4-2 既設設備等に付加して設置される水力発電

3-4-2-1 認証対象

- (1) 既設設備等に付加して設置される水力発電設備により発電された電力量とする。

3-4-2-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-5 地熱発電

3-5-1 認証対象

- (1) 地熱発電設備により発電された電力量とする。

3-5-1-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-6 混合燃料による発電

3-6-1 廃食用油と灯油の混合燃料による発電

3-6-1-1 認証対象

- (1) 廃食用油と灯油の混合燃料による発電設備により発電された電力量とする。

3-6-1-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン電力の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること
- (3) グリーン電力認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと

附 則(2018年8月1日制定)

1. この基準は、2018年8月1日より施行する。

附 則(2019年5月24日改訂)

1. この基準は、2019年5月24日より施行する。